

### 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた特別措置について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。弊社では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をふまえ、以下の対応を実施しております。

1. 給付金(保険金)支払いにつきましては、普通死亡として取り扱います。
2. 死亡保険金(保険金)手続きにつきましては、以下のとおり取り扱います。
  - 被保険者の死亡証明書・被保険者の死亡が確認できる公的書類の取得が困難な場合につきましては、市町村発行の死亡証明書をもって、代用可能といたします。
  - 上記の死亡証明書を含め、死亡給付金(保険金)受取人からさらに「書類の提出が困難」である旨の申出があるときは、申出時の状況に応じて、一部書類の省略等、簡易かつ迅速な取り扱いを行います。
3. 新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅(又はホテル)で療養された場合の対応については以下のとおり取り扱います。
  - 新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とした入院(自宅療養、ホテル療養を含む)は入院給付金のお支払対象です。被保険者さまが次の3つの条件を1つでも満たしている場合はご請求ください。
    - ① 医療機関で受けたPCR・抗原検査で医師により陽性診断された方
    - ② 検査を行わず医師の判断により陽性診断された方(みなし陽性)
    - ③ ご自身で受けたPCR・抗原検査が陽性で「自主療養届出システム」に登録された方
  - 入院給付金を請求する場合のお支払期間は、陽性判明日から厚生労働省の定める解除基準に該当した日(保健所等から通知された療養の解除日＝就業制限の解除日)までとなります。
  - 入院給付金を請求する場合の必要書類は以下のとおりとなります。下記①②をご用意のうえ、ご請求ください。
    - ① 支払請求書(弊社にご請求いただき、請求者さまが記入する書類)
    - ② 自宅又はホテル療養を証明する書類(コピー可)(請求者さまにご用意いただく書類)

②について、自治体・保健所等が発行する書類で、以下の(1)～(3)の証明ができる書類をご用意ください。

  - (1) 傷病名(例:COVID-19、新型コロナウイルス感染症)
  - (2) 診断日、陽性判明日または就業制限開始日
  - (3) 宿泊・自宅療養の療養期間

(1)～(3)を証明する書類の例

  - ・ 保健所が発行する「就業制限通知書」および「就業制限解除通知書」(必ず2枚セットでのご提出をお願いいたします)
  - ・ 自治体が発行する「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」
  - ・ 神奈川県が発行する「療養証明書(自主療養専用)」

注意: 証明書類については、請求しないと発行されないものが多いございます。必ず所管の自治体・保健所等にご確認のうえ、証明書類をご用意ください。

注意: 自治体により書類名が異なる場合がございますが、証明項目(1)～(3)がわかる書類があればご提出いただけます。